

令和7年10月8日、10月9日、10月16日、12月10日実施 松本市宿泊税事業者説明会において宿泊事業者からいただいた質問及び回答

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
1	食事付きの場合、適切に宿泊料金と食事代を分けるようにとあったが、適正な金額の判断は誰がするのか。行政が判断するのか。	食事付きの料金設定しかない場合は、各施設で実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。どうしても食事代の除外ができない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
2	素泊まりなので、6,000円未満になるが、その場合は宿泊者数等の報告は必要か。	特定宿泊施設に該当する場合は、報告の必要はありません。
3	報奨金については5年後には減額になってしまう。費用面の負担を減らしてほしい。	宿泊税を先行して導入している他都市でも同様の割合であるので、ご理解いただきますようお願いします。
4	エルタックスの導入をしたいと考えていたが、全国展開している宿のため、当宿だけ対応しようとすると不都合が出てくると、本部担当も対応を渋っている。エルタックス側へエルタックスを対応してもらえるように働きかけをしてほしい。	機会をとらえて要望していきます。
5	民泊をしている。エアビーでの申し込みについて、現金のやり取りはない。領収書を出さないが、どのようにすればよいのか。	帳簿等で宿泊料金等の内訳、流れが分かれば問題ありません。
6	契約先で手数料が引かれ、残りが振り込まれる、振り込まれた金額で宿泊税を判断して納めればよいのか。	契約先と事前に契約した金額で判断します。
7	宿泊がないが、宿の部屋だけ使った場合は宿泊税の対象か。日を跨いだら宿泊税の対象になるのか。	宿泊施設が宿泊者との契約において、宿泊として取扱うものが宿泊税の対象となります。

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
8	宿泊税だけの領収書を発行することは可能か。	構いません。
9	納税申告納入は毎月で確定か。税務処理を他のものと一緒に一括でやっていただくような仕組みになると負担軽減になる。	預り金のため、毎月申告、納入をお願いします。
10	宿泊税案内等に、宿泊税の税率税額免税点について1人当たりいくらと明記。入湯税は子供から徴収していない。宿泊税は子供からも、もらうと明記してほしい。	パンフレット等に掲載を検討します。
11	一人 6,000 円とあって、10 円超えた場合、10 円返して宿泊税を回避することは可能か。	課税逃れとみなされない対応をお願いします。
12	クレカ払い等は翌月に支払いが行われない、キャッシュフローに影響がある。1か月間の猶予だと期日が短い、納税期限を検討してほしい。(月末締めの翌々月払いになるとありがたい)	松本市宿泊税条例第9条において、特別徴収義務者は、前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税について、毎月末日までに市に納入いただく旨を規定していることから、宿泊施設における入金の有無に関わらず、月ごとの宿泊実態に応じた宿泊税額について期限までに申告納入をお願いします。
13	問合せ先について、宿泊者用の支払いについての質問の窓口をパンフレット等に明記してほしい。	記載します。
14	宿泊当日、宿泊税を知らなかった等ならないように、周知をお願いしたい。	ポスター、パンフレット、ホームページ等を通じ周知してまいります。また、松本駅構内に一定期間周知のための横断幕を掲出します。
15	6月1日から始まるが5月31日宿泊分からが該当か。6月1日の宿泊について、0時30分チェックインは対象か。	宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合(チェックインが0時以降等)は、宿泊施設で作成する帳簿等に記載された日をもって宿泊日として差し支えありません。

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
16	令和10年の国スポについての扱いはどうなるか。	今後検討します。
17	OTA割引時の対応を詳しく明示してほしい。	OTAとの契約額により判断をお願いします。
18	旅行サイトなど経由した宿泊について、事業者は実際宿泊者が払った額を把握していない。	旅行サイトとの契約額により判断をお願いします。
19	客とのトラブル時のホットラインの開設をお願いしたい	連絡先等はパンフレット等に掲載します。
20	大学の教育研究活動の学会、シンポジウム等の扱いについて。	学生を引率する場合は校長の証明により課税免除となりますが、教員が単独で参加する場合は該当なりません。
21	通常1年前から宿泊予約が入るため、早急に案内等の用意をしてほしい	印刷ができ次第お送りします。
22	いろいろなプランがあるため、トラブルになった際にホテルが判断できるような、権限を示してほしい。	「松本市宿泊税特別徴収義務者証票」を交付します。
23	特別徴収義務者の申請を事業所から申請するのはおかしいのではないか。	松本市宿泊税条例第10条において、宿泊施設の経営を開始しようとする日前5日までに特別徴収義務者として登録の申請をする旨を規定しています。今回はすでに開始している宿泊施設には登録にかかる一式を送付しますので登録をお願いします。
24	いろいろな宿泊形態(サイト経由、ポイント利用、ポイント付与、県民割等)があるので、それぞれ例を示してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・サイト経由については、18番で回答のとおりです。 ・会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常料金の一定割合又は全額を値引きした場合には、割引き後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した割引きについても同様です。ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより割引きを行う場合は割引き前の金額を宿泊料金とします。 ・宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者(第三者)から当該

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
		宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を、宿泊料金とします。
25	教育活動の証明を当日出せない場合の対応について、証明書は後日でよいか、宿泊税は徴収しなくてよいか。	予約時に証明書が必要なことについて説明をお願いします。証明書の提出がない場合は徴収をお願いします。
26	ネット決済しているが、システム上人数、料金の設定ができない。一律でとられてしまい、どちらでもよい方からとってしまう場合に罰則や法律違反になるのか、どのように対応すればよいか。	ネット決済後、徴収の必要がない方には宿泊時に現金で返金する等臨機応変な対応をお願いします。
27	連続して5泊した場合で曜日によって料金が違う。6,000円以下、以上を確認し、請求する際、5泊のうち、3泊分は6,000円以上で宿泊税徴収するという考えでよいか。	ご推察のとおりです。
28	1泊2食、夕食・朝食を除き、6,000円未満になることが多い、そうなると、素泊まり6,000円に宿泊税がかかるという、逆転現象となるが、構わないか。	免税点以上の宿泊は課税の対象とします。
29	帳簿の保管について、クラウドシステムでの保管も可能か。	可能です。
30	特別徴収義務者の登録の方法と冬期休業のある施設は例えば東京の事務所に書類を送付してもらえるか。	3月頃、具体的な事務手続きの説明会を開催する。案内は基本的には保健所に届けてある住所に送付する。上高地方面の施設の冬期連絡先はアルプスリゾート整備本部で把握しているのでそちらに送付する。

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
31	(システム補助金)登録申請と交付申請の準備を行うとのことだが、物品の納入に時間がかかることが予想される。3月6日の実績報告書の締め切りと納品日は同義か。	原則として、納品及び支払いを完了し、実績報告を令和8年3月6日までに提出していただく必要があります。実績報告書などのスケジュールのご相談は早めにご連絡ください。
32	(システム補助金)導入スケジュールが間に合わなそうな場合は、間に合わないという資料の提出が必要か。	原則として、納品及び支払いを完了し、実績報告を令和8年3月6日までに提出していただく必要があります。スケジュールについては、別途ご相談ください。 また、申請時に提出いただいた計画書の事業期間に間に合わない場合は、松本市宿泊税対応システム改修事業補助金計画遅延等報告書（様式第9号）を提出してください。
33	(システム補助金)セットで申請が必要か。別の補助金でシステム改修をしている途中であり、全システムを対応させた場合、一部を使い周辺機器の更新は可能か。	周辺機器の更新については、システム改修をするうえで、機器の性能が不足する場合のみ、補助金の対象となるため、セットでの申請が必要です。
34	(システム補助金)契約書から成果品等までの手続きについて、事業所が冬期休業中の山にあるため、設置写真を撮るのが春以降になるが、どのように対応したらよいのか。	実績報告書の添付書類として、発注書、契約書、納品書、領収書、システムから出力された宿泊税の表記がある領収書又は申告書、集計表等が必要です。システムから出力された宿泊税の表記がある領収書又は申告書、集計表等が確認できれば、実績報告書を受理します。情報端末や周辺機器の更新をした場合は、仮設置し、更新した機器の写真を添付してください。
35	(システム補助金)WEBのシステムを導入しているところは、実績報告書にはWEBのスクリーンショットの提出でよろしいか。	実績報告書につきましては、WEBのスクリーンショットの提出では受理できません。実績報告書の添付書類として、発注書、契約書、納品書、領収書、システムから出力された宿泊税の表記がある領収書又は申告書、集計表等が必要です。

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
36	(システム補助金)レジスターに付隨するものについても実績報告書のために撮影が必要か。また報告は閑散期に行いたい。実際にシミュレーションに時間が必要。	本補助金を利用して情報端末や周辺機器の更新をした場合は、更新した機器の写真の添付をお願いします。付隨するものにつきましても写真の添付をお願いします。 報告につきましては原則、令和8年3月6日までに行う必要があります。 スケジュールについては、別途ご相談ください。
37	特別徴収義務者の申告納入は毎月月末までに、前月徴収したものと納付とあるが、冬期休業中もゼロで報告するのか。	届出((仮)「宿泊税経営休止届出書」)を、事前に提出していただければ、不要です。
38	学校行事等の課税免除で「学校の教育活動であることの証明書」の持参を忘れた場合はどう対応するのか。 また、「証明書」は市に提出するのか。	予約時に必ず持参するよう説明をお願いします。 また、「証明書」は市への提出は必要ありませんが、3~5年程度に1回は帳簿等の確認に伺いますので、保管をお願いします。
39	申告納入の特例について具体的に知りたい。	前年度の納入金額が一定額以下であることや申告が適正に行われていること等の条件があるが、特に開始時には経過措置を設けて年3回の納付を可能とします。県と同様の扱いとなるため、すでに県のHPに掲載されているので詳細をご覧ください。
40	税額について今後見直しの際に、定額から定率制へ変更することはあるのか。	見直し時の情勢や、県内外の状況を鑑みて、定額制から定率制に変更する可能性もあります。